

正 誤 表

辯護則文書二八六二 大 島 浩 口 供 書

左ノ通り訂正願マヌ

三十四頁十二行 認勅の次に（法廷證言五五四號、記録六三九四一

六三九五頁）

三十四頁十二行 政府聲明の次に（法廷證言二七三四號、記録二四

二七七一―二四二七八頁）

四十二頁十五行 モツアルト祭の次に（辯護則文書二八七六六號）

極東國際軍事裁判所

亞米利加合眾國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 大島 浩

一 軍人としての経歴

私は一八八六年生れて、十三才の時陸軍幼年學校に入り士官學校を経て、一九〇六年陸軍砲兵少尉に任ぜられた。一九二一年大尉の時駐獨陸軍武官輔佐官として柏林に赴任し、一九二五年歸朝、大隊長、聯隊長、重砲兵學校、教育總監部に勤務し、専ら教育に關する事項に當つた。一九三一年八月より一九三四年春迄、參謀本部第三課長として勤務した。實際の階級は大佐で、其職務は専ら要塞、防空等國內防衛に關する事項に限られてゐた。次いで駐獨大使館附武官に轉じて柏林に勤務し、一九三八年十月大使に任ぜられるに及んで陸軍を去つた。其時の階級は中將であつた。

私は陸軍に在る間、假にあつたとしても、派閥と稱せられるもの何れにも屬したことはなかつた。

二 私の獨逸との關係一般

私は一九二一年十月駐獨武官輔佐官として初めて獨逸へ行き、一九二三年二月ウイーン陸軍武官になる迄柏林に駐在した。當時の獨逸は敗戦後の無氣力と混亂の最中であり、軍事的には勿論、政治的經濟的にも良好な印象を受けなかつた。

然るに私が駐獨大使館附武官として、一九三四年五月柏林に着任した時は、ヒットラーが政權を掌握して一年半を経た後であつたが私の前同在任當時に比し、總ての點に於て改善せられ、種々研究の

對象たり得べきものを見出した。

私は陸軍武官の職務として、軍事情報を蒐集、之を參謀本部に報告するため獨逸陸軍及び空軍首脳部と接觸したことを勿論である。軍以外の者ではリッペンとロツプと防共協定交渉に關する豫備的接觸をなしたのみである。而して私の接觸した獨逸軍人中には、隱然たる反ナチ主義者として知られたフリツチュ大將、一九四四年七月二十日事件に連坐處刑せられたベツク大將、カナリス海軍大將等も含まれて居た。

□

私は駐獨大使として二回在任したが、大使の業務は本來の外交の外、文化、經濟、在留邦人の保護等諸般の仕事に亘り、實際獨逸政府との外交に關する交渉は大使館業務の一部分であつた。私が獨逸政府と接觸する時の當面の相手方は外交の常例として當然リッペンとロツプ外務大臣であつた。然しながら彼は伯林を留守にすることが多く、殊に歐洲戰爭中は、ヒットラーに従ひ、屢々其所在地の移動した獨逸大本營に居つた爲、私が彼に會つたのは一年に五、六回を出でない。ヒットラーとは通常先方の希望があつた時に會見するに止つたが、其回数は一、二年に二、三回であつた。

右兩人以外のナチス要人とは、私は儀禮的機曾、又は宴席等で知合にはなつたが、職務上の關係はなかつた。尙獨逸外務省は外國の大公使が外務大臣以外の獨逸要人、及び外務省以外の獨逸官廳と直

接接觸することを極端に嫌つて居つたので、私も彼等との接觸は避けて居つた。リッペントロップは此事を私にはつきり希望したことがある。

月 私が第一回の大使の時には日獨間に防共協定が存在し、又第二回の大使の時には三國條約が存在してゐたので、私は駐獨大使として此等條約の趣旨に基いて日獨國交の維持乃至増進に努力することを當然の職務と考へ、時の政府の政策に従て此所信の下に行動した。之がため私は時の獨逸の首腦者たるヒットラー、リッペントロップ等と能ふ限り密接に接觸し、日獨双方の意思の疏通に努めた。然しながら私は、何も彼等の思想乃至政策を全般的に肯定してゐた譯ではない。殊にナチスの人種理論、反ユダヤ及び反キリスト教政策、又戰爭中の占領地行政政策等に對しては、私は強い反對意見を持つて居た。尤も私は外交上の慣習に従ひ斯かる反對意見を公に發表することとはしなかつたが、此事は私と接觸した日獨人の間に充分知られて居つたと信ずる。

四 日獨の文化關係については、兩國の間に一九三八年締結された文化協定があり、又獨逸哲學、自然科學、音樂等は古くから日本に導入せられて居つたことではあるし、私はナチスの文化政策の全部を肯定した譯ではないが、日獨文化の交流は兩國の國民生活に裨益する所大なりと考へ、日獨文化協會の事業を援助し、又機會ある毎に

獨逸各地に於ける此種會合に出席した。實際私の大使としての時間の相當部分は、文化關係の仕事に費されたのである。

三 當法廷に提出された檢察側證據書類について

檢察側は私の訊問調書を相當廣範圍に亘り證據として提出した。此等の訊問調書は英文を以て誌されてあるが、何分にも私は英語を解せざるため總てを通譯に依つたため、其間意思の疏通せざりし語乃至は誤解又は誤譯があつたことを今發見する。其重要なる點は後に述べるであらう。

四 次に獨逸側の文書に付て述べる。

檢察側は私とヒットラー、リツベントロップ其他獨逸人との會談を記載した多数の獨逸文書を證據として提出したが、此等の會談は常に獨逸語で行はれたもので、實際に通譯が居たことはなかつた。私とヒットラーとの會談の時は常にスーマー又は其後任者が時として立會つたが、速記者又は記録者が居つたことはなかつた。従て此等の會談記録は後に記憶に基いて作成せられたものに相違なく、又會見後數日を経たて書かれたものもあり、其内容は必ずしも正確を期し得ないと思ふ。尙リツベントロップとの會談に關する文書については、大体が彼に都合よく書かれ、又話題に上つただけのことを私が同意した様に記されてある所すらある。之はリツベントロップが獨逸政府及び宣部内に多くの政敵を有して居たから、此等の要人に斯かる書類を配布するに

方り、彼が發案した對日接近策の成功を示さんとする對内的願慮が影響したものであらう。其具體的事例は後に述べる。

(四) 私は獨逸の外交に關し決定權を持つてゐるのは、ヒットラーとリッペンとロツプだけで、他の下僚を相手にしても仕方がないことを良く知つて居たから、大切な事項はすべて彼等に直接話すこととし、リッペンとロツプが伯林不在の時は連絡者スターマー又は其後任者を通じて話した。それ以外の獨逸外務省官吏とは稀にルティーンに關する話を外、宴席以外では面會することも少かつた。

富法廷に提出せられたワイツセツカー、エルドマンズドルフ等の如き人々の署名した私との會談記録には私の記憶せざる多くの事項が記載せられてゐる。私は彼等が私の話を修飾して重要な會談をなしたかの如く作上げてリツベントロツプに提出したのではないかと思ふ。此等の文書の中には彼等が何れかより待たに違ひない情報を私が話したやうにして織込んである所があるのである。

いオット大使の電報及び報告が多数法廷に提出せられ、其中には私に關するものも相當ある。

私がオット氏と知合つたのは、一九三四年四月私が陸獨陸軍武官として赴任する直前同氏が東京獨逸大使館附武官として着任し儀禮的に訪ねて來た時のことであつた。其後二人は任地の關係で伯林と東京とに離れて居つたが一九三九年十二月私か歸朝後一九四一年一月大使として再び獨逸に赴任する迄の間東京で私と彼とは個人的に交際してゐた。此間日獨間の問題が話題に上つたことはあつたが當時私は公的生活から全然退いて居つて政府の意圖も知らず何等情報の持合せもなく眞面目に斯かる問題に議論したことはなかつた。それにも拘らずオット大使の電報中に私々の私の名前が出て來るのは私の解し得ぬ所である。

#### 四、滿洲事變との關係

前述の通り私は一九三一年八月から一九三四年三月迄參謀本部第三課長の職に在つたが其任務は要塞、防空等國內防衛に關する事項であつたから、滿洲國の關係もなかつた。之は一九



三四年三月私が伯林大使館附陸軍武官に任せられた後に於ても同様であつた。

五 陸軍武官就任

(一) 一九三四年三月私は駐獨大使館附武官に補せられ同年五月伯林に着任した。任命の理由は私が獨逸語を解し既に獨逸に駐在したことがあり、獨逸の事情を知つてゐる爲であつたと聞いた。

私の任命の時の參謀總長は内院官殿下、次長は植田謙吉中將であつた。赴任のため東京出發前私は相田次長を通じ口頭を以て獨逸に於ける私の任務に關する參謀總長の訓令を受けたが特に調査研究を命ぜられた事項はナチ政權の永續性、獨逸陸軍の將來の發展性、獨逸關係殊に獨逸蘇聯軍間の關係及蘇聯情報の蒐集等であつた。

(二) 日本の制度では陸軍武官は參謀總長に直屬し大使との間には全然蘇聯關係はない。(辯護側文書第二八五五號) 従て陸軍武官は一に參謀總長の訓令に基き其任務を遂行し情報、報告等は大使を経由することなく直接參謀總長に提出すべきものである。

六 防共協定との關係

(一) 一九三六年に日獨間に締結せられた防共協定の交渉に先ち私とリツベントロップとの間に行はれた接觸について檢察側は法廷證第四七七號及び第四七八號として私の訊問調書の一部を提出した。(記録第五九一二一五九一六頁、第五九一七一五九一八頁) 此件に關し指摘したい

のは私の陳述したリツベントロツプ及びハツクとの接觸はいづれも陸軍武官としての主要任務の一たる情報蒐集の目的で行つたもので何等外交交渉の意味を持つたものではなかつたことである。當時一九三五年リツベントロツプは無任所大使の肩書を持つてゐたのみでつた。又ハツクといふのは外國向武器買込のブローカーで私の赴任前から陸軍武官事務所に入出してゐた方であつた。

(イ) 法廷證第四七八號（記録第五九一七一五九一八頁）中、檢察官の「是等の人達（日本の陸海軍武官）はそれ自身を持つて居る陸軍武官としての地位に於て外國の軍部と交渉を開始し或は又國家間の協定、協約若は協約を結ぶ目的を以て交渉を開始する権限を持つものであるとすか」との問に對し私が「そつです若しそれが純粹に軍事的性質を帯びたものであるとすれば武官としては此等のものを大使を遣せずして討議することが出来ます」と答へたと記載されて居る此點に關し私の供述の意味を明瞭ならしめるため、左に一言する

日本の陸軍武官は海軍武官も同様であるが純粹の軍事協定について任國の軍部と交渉し及び之を締結することが出来る。此場合には大使の歸與は法規上許されない。其他のものに關しては陸軍武官は情報として資料を參謀總長に報告し得るのみで任國政府と交渉する権限はない。

(ロ) 同一の法廷證第四七八號中、私の供述として「當時日本陸軍は恐らく此協定を日本政府に賣付けただけの力を持つて居たことは事實

(四)

でせう」又一「私は如何なる條約と雖も若し日本の軍が欲しなかつたならば締結の可能性がなかつたらうと言ひ度いのであります」との記載があるが私はかかることを述べた覚えはない。私はリットンロツプが陸軍武官たる私に話掛けて來た理由として當時の事態に鑑み日本陸軍が本件に最も大なる關心を有するだらうと彼が思つたからであらうとの意味を述べたのであるか恐らく之が誤解されたものであらう。

參謀本部に對し私がリットンロツプの希望を報告した後若松中佐が直接獨逸政府及び陸軍の意圖を確めるために派遣せられ一九三五年十一月末頃柏林に到着したので私は同中佐をリットンロツプ及び國防相プロムベルグ大將と會見せしめた。此會見の際リットンロツプより同年モスコの第七回國際共產黨大會で日獨を敵とする旨の決議があり日獨兩國はその破壊工作に對抗せねばならぬ共通の利害關係を有してゐるから此際一般的に協定を結びたいとの申出があつた。之に對して私は實にその意見を述べなかつた。若松中佐は此等の情報を持つて同年十二月柏林を出發一九三六年一月下旬東京に歸つた。

(四)

當時武者小路駐獨大使は休暇で日本に滞在中であつたが、政府に於て本件に關する大綱を決定して後、一九三六年四月末柏林に歸化し爾後は政府の訓令に基いて岡大使とリッペントロップとの間に交渉が行はれ、防共協定並に附屬秘密協定が締結せられたのである。

(五)

此等協定締結の目的については私は政府の意圖を次の如きものと理解してゐた。

(イ)

第一に、滿洲事變以來日本は國際的に孤立して了つたから一國でも與國を作つて不安感を除くこと

第二に、當時國際共產黨はスペインの内亂、支那共產軍に見る様に各國の國內組織に浸透して歐亞兩大陸に亘り破壊作用を逞しうしてゐたから、出来るだけ多くの國家が結集して、之が防衛策を講じなければならぬこと、殊に日獨兩國を敵視した前記一九三五年のモスコに於ける第七回コミンテルン大會の決議に鑑み日本としては此必要があること。

第三に、當時蘇聯は五ヶ年計畫の結果として重工業は盛に興り、其軍備は充實し、殊に極東に於ける蘇聯軍の増強によつて、日本は其重壓を感じてゐたから、蘇聯に對して利害を共通にしてゐた獨逸と協定を作つて、少しでも日本の地位を安全にすることに在るものと理解して居た。以上私の理解した本條約の目的に對し私は同意であつた。

(四)

偵察官は此防共協定並に附屬協定は、後に一九四〇年九月締結され  
 た三國同盟の前驅をなすものであり、全民主國家に向けられた侵略的  
 協定であり、殊に支那に對する侵略のため利用されたと主張してゐ  
 るが、私は日本政府や陸軍が此等協定の締結に關聯して斯くの如き考  
 を持つてゐるといふことを嘗て聞いたことなく、私自身としてもそん  
 な考を持つたことはなかつた。私は防共協定が共產主義の蔓延に對す  
 る思想的の條約であり、又附屬秘密協定は日本又は獨逸が挑發に依ら  
 ずして蘇聯よりの攻撃を受けた場合に蘇聯の負擔を輕からしめるやう  
 な措置を取らないといふ極めて消極的な、協定の文字の示す通のもの  
 と考へてゐたのであり、又此等の協定締結の當時、支那事變が起らう  
 などとは夢にも思つてゐなかつたのである。

七

支那事變との關係

一九三七年七月の支那事變の發生は、當時一九三四年春以來、大坂  
 館附陸軍武官として伯林に居て全然支那の事情に疎かつた私には全く  
 意外な出來事であつた。私は事變發生後參謀本部からの電報によつて  
 日本政府並に陸軍中央部の事件不擴大方針を承知し、之は問もなく一  
 局地事件として片付くものと考へてゐた。

然るに一向其模様が見えぬので、私は蘇聯の極東軍備に鑑み此儘で  
 は日本の地位は危険に陥ると心配して居つた。一九三七年十二月末で

## 八

みつたと思ふが、参謀本部から訓令が来て、當時軍事顧問として中國に在つたフアルケンハウゼン大將をして蔣介石首席に和平を説かしめるやうに獨逸陸軍に申入れることを命ぜられたので、私は直ぐ之を申入れた處國防軍長官カイテル將軍も之に同意して其處置を始めたが、トラウトマン大使の和平斡旋中絶と共に、本件和平の企圖も其實現を見ず、無効に歸した。

## ヒムラー覺書

法廷證第四八九號（記録第六〇二六一六〇二八頁）所謂ヒムラー覺書によれば、ヒムラーは一九三九年一月三十一日私を訪問して對蘇謀略に付て種々の話をしたといふことになつてゐるが、其頃ヒムラーが私を訪問したことはなかつた。

如何に回想しても、當時ヒムラーと會つた記憶がない。

私は滯獨約十年間、ヒムラーと職務上の關係がなかつたのは勿論、私的にも特別の關係はなかつた。其訪問を受けたのは全部で二回しかない。即ち一九三六年冬、日本内務省の一官吏が共產主義取締研究のため來獨したので、ヒムラーを晩餐に招いてその援助を求めた時。一九四一年二月。私が第二回駐獨大使として獨逸に赴任した際、ヒムラーが答禮に來た時。此二回だけである。

尙此ヒムラー覺書記載事項に關し左の通り説明する。

〇 私が陸軍武官の時代、一九三七年六月頃であつたと思ふ、伯林武官室では参謀總長の訓令に従ひ、蘇聯に關する情報を得るためと、萬一日蘇間に戦争が起つた場合に、宣傳や謀略に使用せんがために在伯林白系露人の利用に付て研究を始めた。そして此仕事は私の部下の蘇聯事情に通ずる白井中佐、後には馬奈木大佐の擔任であつた。而て此仕事は其性質上事務所なども別に設け經費及び参謀本部に於ける主任課も一般武官業務を取扱ふ課と異つてゐる等相當の獨立性を有して居つたから、私は彼等を指揮するよりは寧ろ監督するだけの立場に在つたしかしながら重要なことは報告を受けて居り、又此仕事に關する一切の責任は勿論私に在つた。尙謀略に關する参謀總長の訓令は固より之が平時に於ける實行ではなく、戦時の場合を願慮しての研究にあつた。而て此業務については日獨兩陸軍が協力する話合が出来、獨逸に於ては此事務は國防省のカナリス海軍大佐(後に海軍大將)を課長とする防諜課の管掌であつて、國防省内でも嚴重に秘密を守つてゐるといふことであつた。ヒムラーは謀略に關する事務を取扱つて居らなかつた上に、カナリスとヒムラーとは犬猿も管ならぬ間柄であつたから、私は固より他の日本將校もヒムラー式は其部下と謀略に關する話をしたことはなかつた。尙附言するが、カナリスは今次戦争末期ヒムラー機關の者によつて針金で首を絞めて殺されたといふことである。

私は大使に就任した後は謀略事務には一切關與しなかつた。

三 私は右の白井中佐が伯林の郊外フアルケンゼーに不動産を買つて、小規模な反蘇宣傳文書印刷のため、白系露人を住はせてゐたことに付ては報告を受けたことを覚えてゐるが、それ以上のことは知らず、私自身フアルケンゼーに行つてみたこともなかつた。

四 波蘭から氣球で反蘇印刷物を蘇聯内に送込んだといふ話は私の全然知らぬことであり、聞いたこともなかつた。斯ることを實行するには波蘭政府の協力を要することであるが、當時の日波間に其様な話のあるつたことを聞いたことがなかつた。尙私は當時の日本と波蘭との關係が爾く親密なものとは考へてゐなかつた。

五 ルーマニアから黒海を渡つてクリミヤに印刷物を送るためにモーターボートを買つたといふことも全然私の知らぬことであり、聞いたこともなかつた。私はモーターボートであるの廣い黒海を渡り得るとは曾て考へたこともなかつた。尙斯様なことを實行するにはルーマニア官憲の協力なくして出来る筈のものでないが、當時の日羅關係はそんな話合が出来程親密な間柄にあるとは思つてゐなかつた。

六 スターリン暗殺のため爆弾を持たせて十人の露人を蘇聯内に送つたといが如き、私は此様なことを思付くことも出来なかつた。之は實に馬鹿げた話である。十人もの人間に爆弾を持たせて蘇聯内に送込んだ



(四)

ら逮捕、暴行は必至で日蘇國交に重大な結果を齎すに極つてゐる。  
此様なことは私には到底考へ付くことは出来なかつた。  
アフガニスタン駐在の日本陸軍將校の事件については、私は直接に  
も間接にも何等の關係もなかつた。此將校は私の知らぬ人である。尙  
此覺書には右將校が回教徒運動に當りアフガン政府を轉覆せんとして  
ゐるとの嫌疑を受け國外に追放せられたと言いてあるが、私が伯林に  
居た右將校の友人あり當時私的に聞いたところでは右將校の反蘇的言  
動をアフガニスタン將軍が心配し歸國を求めたといふことであつた。

(八) 前述の通り、此ヒムラー電書記載の内容の大部分は私の知らぬこと  
 であり、之を他に話すことは不可能である。然るに此文書には私が其  
 話をしたといふことが書いてあるのだから、私は此文書の眞實性を疑  
 はざるを得ない。私はヒムラー或は其部下が何か獨逸側の内部目的に  
 使用するために、私の名前を利用して斯かる文書を勝手に作成したも  
 のではないかとさへも考へるのである。

九、防共協定強化問題

一九三八年より三九年に亘つて日獨伊三國間に防共協定強化に關する長い  
 交渉が行はれた。私は大使として之に關與した。此交渉は完全に失敗に  
 歸し何等の結果も得られなかつたのであるが、檢察團は本件に關し多数  
 の書等を提出してゐるので、私は左に此失敗した交渉について稍詳細に  
 述べたい。

(一) 一九三八年七月、リツベントロツプより陸軍武官たりし私に對し、  
 日獨伊間の相互協定に援助協定の簡單な案を示し、此考方にて日  
 本陸軍の意圖を聞いて貰ひたいとの申出があつた。依て私は參謀本部  
 の認可を得て、同月末笠原陸軍少將を直接報告のため日本に派遣した。  
 然るに同少將が東京に歸つて、參謀本部及び皇軍會に話すと、陸軍  
 は之を宇垣外務大臣に話し、同外相は更に同年八月末之を五相會議に

誇るといふ急速な進展をした。此五相會議では、防共協定を強化するの  
 趣旨に於て、蘇聯を主、蘇聯以外の第三國を従たる對象として、多少字  
 句を修正するならば、原則として獨逸案を是認してよい、又此交渉は早  
 速正式の外交交渉に移すこととするが、差當り此旨陸軍より獨逸に傳へ  
 てよいといふ趣旨の決定がなされたとのことであつた。以上のことは陸軍  
 中央部よりの私宛電報と、笠原少將が九月下旬柏林に歸つてからの報告  
 とによつて私の承知した所である。最初私としては唯陸軍の意嚮を聞く  
 だけの心算であつたから、此様に事が意外の進展を示したのに驚いたが  
 兎も角、右の趣旨を早速リッペントロップに通告した。

□ 一九三八年十月私は大使に任命せられた。任命に先ち東京でこんな経  
 緯があつたかは知らぬが、九月參謀本部から突然電報で、私を大使に任  
 命したいといふ話があるが異存なきやと言つて來たので、私は固く辭退  
 した。其理由は、私は外交官としての経験がなかつた上に、日本の制度  
 として文官たる大使になれば同時に陸軍の現役を退かねばならなかつた  
 から、幼年時代より軍艦に在つた私としては、之がために陸軍を離れる  
 に忍びなかつたからである。然しながら其後參謀本部から再三強い説得  
 があつたので、私は軍人として最早陸軍の榮譽に従ふの外なしと思つて  
 遂に受諾した。任命の時の外務大臣は近衛首相の兼攝であつたが、此後

直ぐ有田氏が外務大臣に就任した。

私は駐獨大使に任命せられると共に、日本の制度に従ひ、直ちに塚瀧役に編入せられて、事實上陸軍との一切の關係を絶つた。當時の事情に鑑み、私としては防共協定強化に關する條約の締結が自分に課せられた主要な任務であると言じた。

曰 私の大使就任後十一月初、リッペントロップ外相は正式に獨逸側の條約試案を提示し、日本政府に對する之が取次を申出たので、私は之を有田外務大臣に報告した。

之に對し有田外相から、本件は支那事變の解決、對蘇防衛並に外交上の地位の強化に資すべき一石三鳥の石案で政府の具體的の對案決定次第電報するといふ回電があつた。私は此有田外相の電報と前述の八月末の五相會議の決定を併せ考へて、日本政府は原則的に獨逸案に賛成であるとの決定的な印象を得たのである。

ところが其後間もなく東京から、本條約の對象について誤解があるやうなとの電報が來たので、私は之が諒解に苦しみ、其點を問合はせたが、明確な回答はなかつた。又豫告された日本政府の具體案は、私の度々の督促にも拘らず到着しなかつた。斯うして結局翌一九三九年二月末、伊藤特使一行が柏林に到着する迄、私は獨逸側との交渉を進め得なかつた。

四 伊藤特使

(イ)

一九三九年年初、第一次近衛内閣の後を承けて平沼内閣が成立してから、有田外相より條約交渉に關する政府訓令の傳達と其説明のため、伊藤特使（元駐波蘭公使）一行を派遣するとの電報があり、右一行は二月末伯林に到着した。持参の訓令は、駐獨伊兩大使宛になつてゐたので、白鳥大使も伯林に来て、私と共に伊藤特使一行と會見した。

(ロ)

伊藤使節持参の日本側提案はその主要部分に於て大體法廷譯第二六一九號の一部、日獨伊間協議及援助條約案本文、署名議定書並に秘密附屬議定書（記録第二二五四一—二二五五〇頁）の如であつたと記憶する。即ち此政府訓令に依れば、公表せらるべき條約本文に於ては相互援助義務に制限や條件を設けなない一般的な相互協議及援助條約とすべし、之に左の二つの秘密諒解事項即ち秘密留保事項を附加し、私共は此の諒解事項、即ち留保事項に付て獨伊政府の承認を得るよう記せよと特に訓令されたのである。

(1) 獨伊が蘇聯以外の國から攻撃せられた場合には、其國が赤化せられざる限り、日本は武力援助を行はぬこと

(2) 日本は第三國に對しては此條約を防共協定の延長なりと説明すること  
これが右訓令に依れば、秘密諒解事項第一の存在の結果として、武力援

助の義務は蘇聯との戦争發生の場合

に限られること

になる。然しながら之は私が陸軍武官時代、東京からの電報に従て、獨逸側に申入れてあつた所と矛盾することになり、今此訓令を其繼獨逸側に傳へることは、獨逸をして日本に對する不信の感を起さしめるのみならず、獨逸側が之を受諾しないことは確實と思つた。そこで私は外務大臣に對し、若し日本政府が眞に此條約の締結を欲するならば、此秘密諒解事項第一について再考を加へる必要があるとの見解を電報したのである。

日本め規則によれば官吏は其所管事務に關し上司に意見具申をなし得ることになつてゐる。(辯護團文書第二七六七乃至九號)私が此交渉中政府の訓令に對し意見を具申したのは皆此規則に基いたものであつた。

尚此伊藤特使持参の訓令の説明中に、本件については從來獨逸を以て日本の立場を誤解せしめた経緯があるもので、日本政府としては已むを得ず讓歩した結果此條約案となつたものであるといふことが誌されてあつた。私は之は重大事じ、若し私が眞に獨逸を誤解せしめたのであるならば、私は責任を執らねばならぬと考へたので、私

は有田外相に對し此點を明かにせられたいと電報した。之に對して三月末同外相より特に何人にも責任なしとの同電があつた。私は此時日本政府に對し辭意を申出はしなかつた。又此時に限らず、本件交渉中政府に對し辭意を洩したり、或は辭表を出したといふやうなことは一度もなかつた。

日 在廷證第五〇一號チアノ旧日記（記録第六〇九五―六〇九七頁）、同第

五〇二號リツペントロツプの電報（記録第六〇九七―六一〇二頁）は、

私が辭職を以て東京政府を脅迫しながら、伊藤特使持參の訓令の執行を

拒んだと言つてゐるが、之は全く事實に反するものである。

日 法廷證第五〇二號に付て第一言すれば、最初の條約の本文がリツペン

トロツプとチアノと私との間の直接交渉に依つて作られたと記載されて

ゐるのも事實に相違する。私は、東京でチアノに會つたことは一門もな

かつた。此原案は獨逸側で作成せられたもので私は之が作成には關與し

なかつた。

毎

日 伊藤特使持參の訓令に對する前述私の意見具申に對し、三月末東京から

原案の秘密諒解事項を修正した新訓令が到着したので、私は四月初之を

リツペントロツプに傳へた。

此新訓令の要旨は、私の記憶する所では、

前述の秘密諒解事項第一の内容を、獨逸が蘇聯以外の國から攻撃せら

れた場合にも日本は獨逸に對して武力援助の義務を認めざるが、しかし此義務

は富分の間有效には履行し得ないといふ趣旨に変更し秘密諒解事項第

二に於て、第三國より此條約に關して問合せがあつた場合には日本政

府は日本に關する限本條約締結の目的としては共產インタナシヨ



ナルの破壊工作以外には考へてゐない、と説明する権利を留保したいといふのであつた。

(何)之に對しリツベントロツプは、日本軍によれば、新伊が蘇聯以外の國より攻撃せられた場合でも日本は原則的には参戦の義務を認めるものと思ふが如何と質問したので、私は前記新訓令に於て武力援助の義務を認めある以上其範圍と方法は場合により異なるも原則としては参戦の義務を認むるものと答へた。尚又リツベントロツプは、此條約の目的について日本だけが第三國に對し特別な説明をすることには同意し難いと言つたので、私は種々日本の事情を説明したところ、リツベントロツプは兎も最早ヒットラーと相談してみようと言つた。

且結果、獨逸政府は條約本文、署名規定等、秘密附屬規定等について日本の提議を受諾するが秘密諒解事項を削除して貰ひたいと提議して來た。其理由は獨逸としては元來日本から能力以上のことを要求する心算はなく、又獨逸に於ても日本の爲に能力以上の事を爲し得ないのだから、條約國の負ふべき義務は秘密附屬規定の中に規定のある「締結後に行はるべき條約國間の所垂」に盡りたいといふに在つた。そこで私は以上の解釋を東京に電報したのである。法廷第五〇二號が此時私が再び政府訓令の執行を拒んだやうに言つてゐるのは全然事實に相違する。

(内)

又日本政府は、日本の「参戦」の義務を否定して来たことになつたが、「参戦」の意思を甚しく廣義に保ち、管領の命令で到底之に含まれないやうな場合、例へば資材供給、基地貸與等をも「参戦」であると稱し、之に關し極速の報告を取付ける様に訓令して来たのである。一本交渉間秘密諒解事項に關する政府の訓令は意味不明確で強硬に押し付けしめるには非常に苦心した。之は後で知つたことであるが、日本政府内には本條約の締結を巡つて設立した意見があり、之を文筆の上で委譲せしめたため、かかる不可解の訓令を生じたのである。

(外) 此等の困難にも拘らず、私はリットンロップに對し日本政府の訓令に基きその見解を説明するに努めた。其結果リットンロップも日本が前述の二種の留保をなさざるを望まない事情を諒解し且條約に付任技術的に協議したいとのことであつたので、私の彼の要請に基き五月初半佐美参事官を特派外務省長官ガウスの許に發し、右留保事項に關して案を作らせ、之を試案として東京に打電した。之を當時ガウスと稱してゐたが、廷議第二六一九の別紙第三及び第四(記號第二二五三九一二二五三〇頁)がそれであつたと思ふ。此ガウス案を東京に打電した頃、平沼外相から在京獨伊兩大使を對してヒットラー及びムツソリニ送しメツセージが送られた。

耳邊旨は、日本は伊が蘇聯以外の國より攻撃された場合でも、獨り側  
 に立つて可能な範圍で武力援助を與へる決心であるが、日本の現在の状況  
 では留保をなさざるを得ぬ。堀田を流べ、日本は本協定を締結する執意を有する  
 故、日本の誠意を信じて秘密諒解事項に付獨り側に進歩せんことを求めた  
 もので、私かそれ迄行つて來た交渉のラインを強刀に支持したものであつ  
 た。此メツセージは東京でオット大使に手交されると同時に、私の許にも  
 有用外相から轉達されたので、私は念のため之を直ちに海軍外務省に回し  
 させられた。

此メツセージの到着した時、リツペントロツプは南滿洲のヒツトラ一の  
 許に在つた。彼は私に電話でヒツトラ一は之を承んで日本に對して決して  
 多きを望まないか、日本の態度に判つきりせぬ點があるもので、同意し難い  
 と言つたと返事して來た。

(三) 御祭御法廷証第二二三〇號(記録第一五九九(一)一五九九二頁)リツペン  
 トロツプがオット宛の電報で、私が五月末東京の訓令の執行を拒んだとな  
 つてあるか、之は此ガウス案に關する東京の訓令に對し私が意見具申をし  
 たことに行つて私かリツペントロツプに對つた所を彼が誤解乃至曲解してオ  
 ヲト氏に電報したものと思ふ。

付猶右同法廷諒中の、私が板垣陸軍大臣から、陸軍は内閣の運命を賭しても論争する覚悟であるから私の有田外相に對する行動を暫し差控へよといふ電報を受取つたとの記載は事實に反する。

此點に關して次の様な事實があつた。當時伯林の陸軍武官河邊陸軍少將が此條約交渉に關する政府の不明確な態度を非難した電報を陸軍中央部に打つたところか、板垣陸相から、今五相會議の空気が條約締結に傾いて來てゐるから、余り八益しく言はぬ方がよい、我内閣を倒すなどといふ考は自分にはないといふ趣旨の電報があつた。

此事は當時私が同武官から聞いたところである。私に今明白な記憶はないが、恐らく此話をリッペントロツプにしたのであらう。いづれにせよ、私は此條約交渉に關し板垣陸相から直接は勿論間接にも電報を受取つたやうなことは絶對にない。日本の制度上そんなことは許されてもゐなかつた。尙前述の陸軍武官の電報往復は何ぞ私の應知しなかつた所である。

(四) 六月初更に日本政府よりガウス案修正に関する新訓令があり、私は之をリツベントロツプに傳へ説明につとめた。リツベントロツプは獨逸が蘇聯以外の國から攻撃せられた場合に日本は當分の間有效な武力援助が出来ないし、尙中立を待することもあり得るとの日本の主張についてには之を諒解してゐたが、唯此等諒解事項を交換公文とすることについては、當時獨逸では東京に於ける機密漏洩に大なる危懼を懷いて居つた爲め、折かる種類の文書が漏洩するときは本條約の政治的効果を減殺するといふことで依然不知しなかつた。

六月中旬私は此趣旨を日本政府に報告したが、政府よりは何の訓令も來なかつた、かくて八月二十三日日蘇不可侵條約の締結によつて本交渉は遂に終止するに至つたのである。

(四) 本條約は成立しなかつたが其目的について私の理解した所、並に交渉に關する私の態度は左の通りであつた。

(1) 此交渉を通じ私の常に考へてゐたことは

(1) 此條約は純防禦的のものであること  
(2) 此條約は戦争を目的とするものではなく、外交交渉上の手段たるべきものであつた。

日本政府が此條約の締結を希望した自由として、私が當時東京からの

電報等により承知してゐた所は

(1) 日本は此条約により聯盟を得ることに依つて外交上の地位を強化し以て支那事變の解決を容易ならしめるといふこと

(2) 對蘇防衛態勢の強化。其言すれば日本は支那事變に因る其国力の消耗に際會し同盟國を得て其力を蘇聯の侵出に補へる必要があるといふことであつた。

右の趣旨は私が獨逸側と交渉した結果としての条約案たる法廷證第二六一九號（記録第 二二五三九一—二二五五〇頁）中にも明瞭に現はれて居るので、其前文は、日獨伊の政府は「共產インターナショナルの國際的活動がヨーロッパ及アジアに於ける平和を脅威することを確信し防共協定の精神に於てヨーロッパ及アジアに於ける共產主義破壊に對する防禦を強化し並に三締約國の共同の利益を擁護することを決定し左の諸規定を協定せり」となつてゐる。

(四) 此交渉中私は現地に在る大使の當然の任務として、日獨双方の見解の相違を橋渡すことに全力を盡した。

そのために私は日本政府の見解を忠實に獨逸側に傳へ之が貫徹に努めると共に、獨逸側の見解を其儘日本政府に傳達したし、又或る時には獨逸側を打診した結果、日本政府が直に本交渉の妥結を希望するなら

ば、獨逸に對して讓歩するを可とする旨を進言したこともある。日本からの訓令の意味が不明な時には、東京に對し正確な解釋を問合せて、其返事がある迄、訓令の執行を延期したこともあつた。しかしながら、政府の訓令に違反し、之を執行せず、乃至之を逸脱する行動に出たやうな覺悟全くない。事實私は本交渉中又其後に於ても外務大臣から一度も斯かる叱責乃至注意を受けたことはなかつた。

一〇、獨逸不可侵條約と辭意の表明

(一) 一九三九年八月二十日頃のこと、當時南獨フシユルに居つたりツベントロツプから私に電話があつて、獨逸は蘇聯と不可侵條約を結ぶ心算であること、並に之が歐洲の状況上已むを得ぬに出たことも説明した。

私は即座に電話で之は防共協定に違反する不信行爲であることを指摘し、更に一兩日後リツベントロツプが此條約調印のため蘇聯に飛往する途に柏林に立寄り私の來訪を求めて懇請を表明した際、私は重ねて私の抗議を繰返したのである。

(二) 其後有田外務大臣から此問題について抗議方の訓令があつたので、私は早速抗議文書を作つて、當時リツベントロツプ外相に會ふことが出来なかつたら、之をワイツゼツカー外務次官に手交せんとした

處が同次官から今、獨逸は獨逸交渉で極めて重大な關頭に立つて居るから、暫く提出を猶豫して貰ひたいとの懇願があつたので私は義に二度も直接リツベントロツプ外相に抗議してある事情も考慮して一旦同次官の懇請を容れ、一時猶豫の後、對波蘭の一段落着いた九月中旬此抗議文を提出した。

(甲)前記八月二十日頃リツベントロツプより獨逸不可侵條約締結の内報を受けると共に、私は東京で對して早速辭職を電請した。其後約一ヶ月を経て外務省から歸朝命令があり、十月柏林を出發して十二月日本に到着、同月二十七日頃を容れられて不使を免せられた。

(乙)私が辭表を提出した理由は、獨逸不可侵條約の締結を察知し得なかつたことに對して不使としての責任を感じ又此獨逸政府の不信行為に對し心腹を害したからである。辭職は全く私が自發的に行つたので政府から求められたのではない。私は當時二度と獨逸へ行く氣などはなかつた。

(丙)リツベントロツプが日本政府に對し私の留任運動をしたことは私は當法廷で初て承知したことで、現在でも其眞偽を知らない。

一、歸朝前の行動

私は辭意表明後、一九三九年十月柏林出發迄不使の職務を執つて居た



此期間中、私は獨逸側とは任地を去る大使としてルテインの仕事の外何等重要な會談は行はなかつた。

(一) 法廷證第五〇七號記録第六一六—六一三〇頁によれば、私が歸朝前に、將來の日獨協力、日蘇諒解の實現等に關するリツベントロツプの話に全面的に賛成したとの記載がある。私は當時迄屢々起つた日蘇國境の衝突事件に當り、日蘇間に友好關係を成立せしめることは結構なことだと考へたから、私見としてリツベントロツプに此考を述べたのである。

(二) 法廷證第五〇八號（記録第六一三一—六一三二頁）ヴェニアマン後オツト大使宛電報について左の説明をする。私は獨逸國境前、リツベントロツプから獨逸に對する忠告でもあれば知らせて貰ひたいといふやうな語を述べたやうに思ふが、此法廷證記載のやうな秘密通信等の語は誰からも聞いたこととはなかつた。私は歸朝後の行動について何人とも何事も和衷したやうなことは絶對にない。又歸朝後、私が東京の獨逸大使館を經ても、又は他の如何なる方法によつても、リツベントロツプと通信したことは全然ない。

一三 歸朝後の行動

(一) 一九三九年十二月歸朝、大使辭任後、一九四〇年十二月再び駐獨大

使に任命せられる迄の期間、私は何等の公的的地位にも就かず、又如何なる政治的及思想的或は文化的団体にも關係しなかつた。又政府の誰からも意見を求められたことはなく、公の書類等を見ることは勿論全然なかつた。

私は一九三四年春以來五年余日本を留守にしてゐたから、此機會に閉居して内地の事情の研究に専念したいと考へてゐた。

此期間、政治的な會に加つてくれとか、公的の講演をしてくれとか度々勸誘を受けたが、私は思つて之を断つてゐた。尤も當時歐洲戰爭中で、日本國內一般に獨逸事情に關心が深かつたので非公的の集會ではその種の話をしたことはある。しかしその様な集會に於ても私は人々の反英米感情を刺戟する様な話をしたことはない。

○一九四〇年九月に締結された三國條約の交渉及び締結は私の全然關係しなかつたところで、私は如何なる内容の交渉が行はれてゐたかも知らなかつた。公同外相からも、オット大使又はスターマー氏からも此件に關して相談を受けたやうなことは一度もなかつた。

○法廷證第一二九九號A（記録第一一七三四一—一四七〇頁）即ち一九四〇年十月二十七日の讀賣新聞に私の名を以て發表せられた一文は、三國條約成立後、同新聞の一記者が私を來訪して私の話を聞き

Doc. No. 2862

之を私の名を以て發表したものである。  
私は此新聞記者に對して、福地氏の聲明等の虚言に従つて話をした  
だけのことであつた。

## 一三、大使再任當時の諸事情

(一) 私は一九四〇年十二月再び駐獨大使に任命せられた。此任命について松岡外相から交渉があつた時私は再度辭退したが其懇請已むなむ遂に受諾した

法廷第五六〇號（記録第六四二一—六四二二頁）に於てオット大使は私の此辭退理由を、私が日本に留つて三國同盟のため政治的に働くためであると言つてゐるが之は全然誤である。私の此辭退の理由は私は僅か一年前に條約交渉の咄咄に依り辭職した許りであり且五年余も日本を留守にした後再び老齡の父母を後に遠く外國に行くことは氣が進まなかつたからである

(二) 私が大使に再任した時既に數ヶ月前一九四〇年九月に締結された三國條約が存在した。私は條約締結の日に發せられた詔勅、政府聲明等に依り此條約に基く日獨伊の提携が日本外交政策の基調をなすものこと確信し、獨逸に於ける大使としての私の行動は先づ此原則によつて律せられねばならぬと考へた。又同條約の目的については私は松岡外相から聞いた所に依り米國の參戰防止と支那事變の解決にあるものと諒解してゐた。勿論私としては當時の世界的動搖の中に於て日本として萬一に備へる進備はしておかねばならぬと考へたが武力を以て他國

(三)

の領土を侵害するやうなことを考へたことはない

一九四一年一月私が獨逸に赴任するに先ち近衛首相は新駐米大使野村海軍大將及び私のために首相官邸に會合を催した。出席した主なる人々は近衛公爵、平沼無任所大臣、東條陸軍大臣、及川海軍大臣、松岡外務大臣、杉山參謀總長、近藤軍令部次長等であつた。

此席上近衛總理大臣は三國條約に關する政府の立場を説明して平和を維持することは日本の希望であることを力説し外相、海相より萬一米獨戰爭が発生した場合でも日本としては獨逸が攻撃せられたといふ事實が判つきり證明されない限りは參戰せず之が決定は東京で慎重に考慮せられなければならぬから出来るだけ正確な資料を蒐集し送付せられたといふことゝまつた。及歐洲戰爭についての獨逸の企圖特に對英上陸作戰を行ふや否や、行ふとすれば其時期如何といふことを知らんとする希望が多くの列席者から述べられた

(四)

私は一九四一年一月東京出發に先立ちオット大使の招待により東京の獨逸大使館に於て同大使及びスマタニレ駐日蘇聯大使と會見した。

其際私は三國條約の趣旨に基き日蘇關係、改訂の希望を述べたところ  
がスマタニレ大使は大に贊意を表した。同大使の轉旋により私共一

行は極めて速に査證を取付けることが出来蘇聯内に於ては特別車輛を  
提供された外、外國人旅行者として例外的に三日間モスコイ滞在を許  
可せられた

一四、シンガポール問題其他

私は一九四一年二月十九日伯林に到着し、二月二十八日ベレヒスガー  
デンに赴いてヒットラー總統に信任狀を提出した

(一) 法廷証第五七一號（記録第六四五九一六四六八頁）には一九四一年

二月二十三日私とリッツベントロツプとの會談について記載がある  
此時リッツベントロツプが私に對して獨逸の不振の態勢を述べ又日本を  
シンガポール攻撃に誘引するような話を持出したことは事實である。  
但し私はリッツベントロツプにシンガポール、香港等占領の準備が五月  
迄に完成するなどと言つた覺は全然ない。私自身かかることを聞いた  
ことがなかつたのである。又私が松岡外務大臣に對してシンガポール  
攻撃の具体案を持つて伯林を訪問するやうに要請したことは絶対に  
ない。斯かることは純粹な作戰事項で日本では統帥部以外の何人も關  
與し得ざるものなることを私は熟知して居たのである。リッツベントロ  
ツプがシンガポール攻撃の話を持出した時、私は彼の話に乘り私見を  
述べて適宜應酬した。其理由は私が在獨大使として獨逸の將來の企圖

特に對英態度を聞出すことは極めて重要であり之がためリツベントロツプの話は良い糸口である。又獨逸に對し日本が逃げを打つやうな印象を阻へぬことが必要であると思つたからである

□ 法廷證第五八〇號（記録第六五二二一六五三二頁）には松岡外相がリツベントロツプに對しシンガポール攻撃に關する獨逸の對日援助の問題を提出した時リツベントロツプは松岡外相に對し此問題は「大島とリツベントロツプとの間で既に相談済だと答へた」との記述があるが之は私の権限のことで私はかかる問題をリツベントロツプと話合つたことはなかつた

○ 法廷證第五七三號（記録第六四六九一六四七三頁）は一九四一年三月五日附總統司令部令の日本との協力に關する第二十四號訓令である。其中には「三國締結に基く協力の目標は日本をして可及的速急に極東に於ける積極的行動に出でしむるに在らざるべからず云々」の記載があり檢察官は私が此總統訓令に何等かの關係があるかのやうに言はれたが私はかかる訓令についてヒツトラ、リツベントロツプを含む獨逸の何人よりも話を聞いたことはなかつた。私は此訓令のことを檢察官の訊問の際に初めて聞いたのである

一五、松岡外相訪獨

(一) 松岡外務大臣は一九四一年三月末柏林に到着、ヒットラー總統、リッペントロップ外相と數回の會談をした後、四月初司莫斯科に向き伯林を出發した

(二) 同外相の訪獨は私の東京出發前、議に上つては居たが、決定はしてゐなかつたので私は同外相と之に關し詳しい話をしたことはなし又私の伯林着任後に於ても、同外相來獨後の會談の議題について獨逸側との協議を訓令されたこともなかつた。私は唯外務大臣からの訓令に従つて松岡氏の旅程について獨逸側と打合せただけであつた

(三) 私は松岡氏とヒットラーの最初の會談並に松岡氏とリッペントロップの最初の會談に列席しただけで其後の會談には列席しなかつた私が列席した松岡、ヒットラー會談に於てはヒットラーが日獨協力の必要を強調し之に對して松岡氏が特有の雄辯を以て種々の抽象論をなし、その中にシンガポール攻撃の話も出たが其際松岡氏が陸海軍の作戰事項に付てヒットラーと何か約束したといふやうなことはなかつた

其後も松岡氏は獨逸要人と數回の會談を行つたが此等の會談について松岡氏が事前に私に相談したことはなく事後に於ても具体的な話



は殆ど聞かず私も強いて質問はしなかつた。之は私が松岡氏の話により同氏の歐洲諸國訪問の第一の目的は蘇聯と中立條約を結ぶことであつて獨伊訪問は同盟國の首腦者と知合ふ以外に大した意味はないといふことを知つてゐたからである。

(四) 此際私と松岡氏との關係について一言すれば私は同氏は一九四〇年十一月大使就任の交渉を受ける迄は知合つてゐなかつた。其後に於ても同氏と會つたのは私の大使任命後日本出發迄約一ヶ月の間に數回と一九四一年四月同氏の伯林來訪の時に數回だけであつた。同氏は外交に關し大なる自信を有し他人と相談することを好まず特に大使とは政策を協議せず必要なことは指示するといふ態度を極めて明瞭に保持してゐた。私の渡獨後の任務についても別に文書の訓令もなにも、三國條約に關する簡単な指示があつたのみで一般外交政策に付て同氏と會つて話合つたことはなかつた。

一六、蘇聯との關係

(一) 法廷證第五八七號(第一〇九六號と同一)並に第一〇九七號(記第六五六二一六五六五頁。第一〇〇三三頁。第一〇〇三四一〇〇三六頁)は孰れも一九四一年六月二十八日附リツペントロツプ外相、オット大使間の電報であるが私は對蘇軍事行動を日本政府に

對してそんな勸告をしたことも絶対にない。此の點に關して此等の電報の記載内容は事實と相違する

(一) 獨逸開戦後、獨逸の進軍が停滯し始めた頃からリツペントロツプ外相は兩三回日本の對英參戰を勸誘して來た。私は大使の職務として此希望を一々東京に取り次いだがそれ以上のことはしなかつた。日本が太平洋戦争を開始した後でも獨逸側の此要望は繰返されたが一九四三年夏と思ふが私が日本政府の訓令に従つてはつきり獨逸側の要求を公式に拒絶してから後は再び此種の要求は繰返されなかつた

(二) 法廷證第八一一號（記録第七九九四―七九九八頁）に於て野原といふ男が私の命により伯林大使館で機密軍事情報を取り扱つてゐたとの證言をなしてゐる。此男は伯林大使館で何時であつかは記憶せぬが臨時に傭入れた日獨混血兒で日本語も充分出來ず勿論正式の大使館員ではなかつた。私は彼が外國ラヂオ放送の聴取に當つて居つたことを聞いてゐたが一度も話合つたことすらない男であつた。私が彼に機密事項を取り扱はしめたやうなことは絶対にない

一七 日米關係

(一) 一九四一年四月に開始せられた日米交渉については、私は其開始後相當な時日を経た五月下旬頃、唯一回松岡外相から、日米交渉が始つてゐるといふ簡単な電報を受取つたのみで、其以後は東京の政府から何等の情報をも受けず、稀に專照を問合はす電報を出しても、返電す來ない状況であつた。又一九四一年夏以降政府統帥部間の連絡會議乃決定内容が、當時私に通報せられたことは一度もなく、私は之を當法廷で始めて知つたのである。その様な具合で私は日米交渉の經過とか日本政府の政策とか、將來の方針とかについては少しも判らなかつた。リツベントロップ等は屢々私に日米交渉の真相について問合せて來たけれども、右の通り私自身何も知らずに居たから、私は應待することが出来なかつたのである。

(二) 以上の如き状態であつたので私は日米交渉の内容に對し費否を表明し得る地位にはなかつた。しかし私個人としては日米間の對立の主原因は元來支那問題にあり之が解決されない限り、日米間の對立を緩和することは困難であると考えてゐた。又三國條約は本來防禦的のものであるから、米國としても理解し得るであらうと思つたし、同條約が日本の基本的外交政策となつた以上、日米關係の調整も勿論之を矛盾しない範圍で行はるべきだと信じてゐた。

## 四

は斯かる會見の事實並に其内容について思出せない。しかし米國の傍受  
 解讀が正確であるとすれば、私か記憶を失つたのは當時其會談が私に重要  
 印象を與へなかつた爲と思ふ。リツベントロップが日米戦争が始まれば  
 獨逸は直ちに參戰すると言つたことは覚えてゐたい。若しリツブントロ  
 ップが斯かる言をなしたとすれば、彼は日本の對米態度を探らんとしたか  
 或は日米交渉の結果日本が獨逸から離れはせぬかといふことを當に懸念し  
 て居たから此時も強い表現を用ゐて日本に警かせようとしたのではな  
 いかと思ふ。何れにせよ獨逸が此頃日米開戦の際直ちに參戰する決意のな  
 かつたことは後述の通り歟日後私が政府の訓令に基き彼に對し之を要求した  
 時彼がヒットラーの裁断を仰ぐと稱して回答を遷延したのに徴しても明か  
 であると思ふ。

一九四一年十一月二十九日頃私は突然東郷外相から十一月二十六日のハル  
 國務長官の回答か極めて強硬であるといふ電報を受取つたが、從來の交渉  
 の經過を知らぬ私としては戦争か切迫してゐるといふやうなことは考へず  
 強定通り後て招待を受けてゐたウキーンに於て行はれたセツアルト察に大  
 使館員數名を連れて出掛けてゐた、處が伯林大使館の河原參事官から電話  
 で至急希伯を促されたので十二月二日朝だと思ふが伯林に歸り此處で始め  
 て單獨不講和條約締結の交渉方に関する外務省訓電が來てゐることを知つ

(四)

た。私は同日直ちにリッツベントロツプに會見して其旨を申入れたのであ  
 る。此訓電には戦争の危険の存在することが示されてあつたが、日本の  
 音調は第一の場合に對する準備であると感ひ、開戦の必然性云々は其切迫  
 してあることを考へなかつた。何分にも一切の政府訓令が急遽直下に來  
 たので事情が克く判らず、まだまだ交渉の余地が殘されてあるものと感  
 てゐた。従つてリッツベントロツプに日米戦になるのかと問はれた時、私  
 は實際戦争になるかどうかは不明であると答へたことを記憶してゐる。  
 私の此申出に對しリッツベントロツプは、日米開戦の場合に發達が直ちに參  
 戦するといふことは極めて重大問題であり、自分一人では回答出来ぬから  
 ヒットラーに指示を乞ふため暫く待つてくれとのことであつた。  
 此事情は法廷證第六〇五號一記録第六五五頁一六六五六頁一十二月二日午  
 後私發東京外相宛、三日東京着電報にある通りであるが、右電報でリツベ  
 ントロツプとの會見の日附が十二月一日となつてゐるのは恐らく二日の誤  
 で之は電文の朋れに因するものと思ふ。私は實例通り此リッツベントロ  
 ツプとの會見の日附東京へ電報したものであつて、前記電報の日附が十二月  
 二日午後であることから見ても此會見が二日に行はれたことは明かである  
 度カリツベントロツプの訪では恰度其當時ヒットラーはモスコイ附近で  
 蘇軍の逆襲を受けた戦線に作戰指揮のため出かけて居り、しかも大吹雪で

連絡はなかなかとれぬといふことであり、私は度々催促したが返事は一日と経び一九四一年十二月七日になつた。

(内) 其日午後私は東京から交渉促進方の訓電を受けたので夕刻館員の首脳部と協議の上、獨逸側の態度を詳細に説明した電報を起草し、發電を命じてから午後八時頃官邸に歸つた。十分か二十分して大使館員から倫敦のラヂオが日本海軍の真珠湾攻撃を放送したといふ電話があつた。私は余りに意外なことで非常に驚き殆ど之を信ずることが出来なかつたが、兎も角直ぐ大使館に電話して前記の電報の發送を停めた。

それから間もなくリツペントロップから電話がかゝつて右ラヂオ情報の眞偽を問合せて來たので、公電がないから返事の仕様がないと答へたがリツペントロップの求があつたので直ちに外務省に赴いて彼と會見した。彼も日米開戦については非常に驚き半信半疑の態であつた。しかし其後各方面のラヂオが同じ情報を放送したので、私も夜半頃に至り略々事實と信ずるに至つた。

(外) 翌八日朝私は東京から公電を文取り之をリツペントロップに歸へた。それから我々は單獨不降和協約の起草にかゝつたが英文は前盟なものであつたから直ぐ双方の意見が極り、十二月十一日此協約は締結せられた。

然るに此交渉中種々の風説があり獨逸側では三國條約が骨抜きになるのはたいかとの猜疑心を持始めたので、私は駐獨大使として若し日米交渉が甘く行かぬ場合には、日本は米國から悔りを受けるのみならず、獨伊からも信義を疑はれ、結局最悪の外交的孤立に陥りはせぬかと慮れたのである。尙私としては日米間の平和維持を希望したこと勿論であつた。

上記の如き私の意見は法廷證第一〇七五號及び第一〇七六號、一九四一年五月二十日附私發、松岡大臣宛の電報（記録第九九三二頁第九三三一九九三四頁中にも表明してある。リツベントロップは此時私に對し、日米交渉の内容に對して強い疑惑を述べたので私は該交渉に關し本國政府から何等通報は受けて居なかつたか、獨逸政府の意嚮を日本に報告することは大使の義務と信じて此電報を發したのであつた。猶私が日米交渉に關して本國政府に意見を具甲したのは此一回だけであつた。

此點に對しては獨逸としても日本の衝突を希望せず日米交渉が三國條約に影響なく且其結果米國か直に中立の態度を執るに至るならば之に異議なき旨表明してゐた。實際獨逸の對米態度は非常に慎重であつて、獨逸は大西洋に於ける險惡な事態に處し懸念を重ねてゐたのである。

法廷證第六〇三號は一九四一年十一月二十九日附伯林發東京宛電報を傍受解讀したものと稱せられてゐるが（記録第六六四三―六六五〇頁）私に

(内) 此單獨不婚和條約の話は私か日本外務省から前電の訓電を受けて初めて獨逸政府に申入れたもので、且以前には、私の知る限り、本條約に關して日獨間に何の話もなかつた。法廷證第六〇二號及び第六〇三號(記録第六六三、六六四、二頁)については私は嘗て法廷で始めて、一九四一年十一月東京に於て向本少將とクレアエマー獨逸陸軍武官との間に斯かる話かあつたことを知つたのである。リツペントロツフは私に此等話を話したことはなかつた。尙日本開城當時に於ける正杯の供養に付ては私は一九四六年二月檢察官の訊問中上記同條のことを述べてある(辯護士文書第二八二〇號)

(内) 獨逸よりの勅草受領  
 太平洋戦争開始後間もなく私は獨逸から勅草を買つた。之は日獨同盟國として戦手を共にすることになつた爲に獨逸としては日本に對する一つのチエスマユアとして爲したものであると私は思ふ。元來獨逸では大公使たると其他の大使館員たるとを問はず、外交官か二年以上柏林に活動すると勅草を贈りぬる習慣であつて、外人に對する勅草の授與といふことは多分に儀禮的なものであつた。

一八 日獨伊魯協定  
 一九四一年一月十八日柏林に於て日獨伊魯の三國協定が締結せられたか、之は純然たる勅草受領に關する協定であつて日本の制度上、文官たる私の



關與することと評されないのであつた。私は此協定には全然關係しなかつた。

一九三〇條約に悉く日領事委員官並に開戦後の行軍一般

(一) 私は廷御大使たるの故を以て、三〇條約委員官組織監督（法廷證第五九

九號記録第六四一七一六四二一頁）に基き、當然に正林に於ける三〇條

約第四條の此旨尋問委員官の日本側委員であつた。

しかしながら此委員官は日本開戦前は一度も開かれたことはなく、開

戦後も私の記憶では前條約三〇條開かれたのみであつた。しかも其旨録の

内容は三〇條の委員が御座なりの派移を述べ、主催者たる御連制から取況

の一般的説明がめつたのみで、將來に對する企畫を述べるとか或は協同

作戦を講ずるとかいかやうなことは全然なかつた。

(二) 要するに此委員官は名義のみならず在りてあつた。

日獨間の連絡は御座の開戦によつて既にソベリアの交通路を失つてゐた

か、其後日本の開戦により悉く其困難を加へた。即ちソベリアを經由す

るものとしては、僅く少數の日本人が蘇聯の三證取付に成功したのみで

あつたし、御座の封鎖侵破及び潜水艦の往來も、取手の進行と共に因

難より遂に不可能に近づいた。航空連絡は全然行はれなかつた。斯くし

て置かれた唯一の連絡方法は無電によるのみとなつたか、是だけでは日

(目) 獨逸の意思を誤解せしめぬには、世だ不十分なものであつた。

日米開戦後、私は日本政府から將來の軍事内企圖は勿論、政治的企圖に關しても通報を受けたことは一度もなかつた。私の知る限り、陸海軍武官も亦此種の通報を受けなかつた。それ故、我々は正林に於て獨逸側と政治上、軍事上向具體に於ても緊密な協同動作に出るといふやうなことは先づ不可能であつた。又日本政府よりも之に關し特別の希望は通達せられなかつた。

(四) 太平洋戦争勃發以來、私とヒットラー、リッペントロップとの會談では、軍事問題が主たる話題として持出されたのであつた。元來作戦事項は私の職務の範圍外であつた上に、前述のやうに東京から何も知らされてゐないので、私は軍事の常識と乏しい一般情報に基いて太平洋方面の取況に就て私の個人的見解を述べ外に何等の任務もなかつたのである。日米開戦の經過協定は一九四三年一月締結せられ、私は政府の命令により署名した。しかし經濟問題について知識を有してゐない私としては、此問題を経済の専門家として大使館に配屬せられてゐた主任公使に委せてゐたので、私は身交渉の経緯について、又其締結後の運用についても詳細を記憶してゐないけれども、前述のやうに日米開戦の交通は非常の困難で、兩國間に貨物の運送は殆ど行はれなかつたから、本協定は一片の

ニ、潜水艦問題

紙片たるに止つたのである。

(一) 一九四三年二月末か三月初のことであつた。私はヒットラーとの意見後

リッペンントロツプよりヒットラーの命意として特使潜水艦二隻を日本に

奇贈しようと思へられた。私は當時伊原に在在してゐた野村海軍中將及

び海軍武官横井海軍少將に此話を傳へ、又東京の外務省に此話を報告し

た。此件に關して東京の海軍中隊部から折返し野村中將に宛て、日本は

獨逸の奇贈を受けるといふ電報があつた。そこで野村中將は私に對し、

ヒットラーに日本の承諾を得てくれとのことであつたか、當時ヒット

ラーは伊原に居なかつたので、私はリッペンントロツプ外相に會つて之を

傳へたのである。此後潜水艦を受に與する具體的な話合は一切野村中將

横井少將によつて行はれたので、私は阻しなかつた。

(二) 法廷證言二一〇六號として伊原から提出された一九四六年二月一日の

私の証言(一)記録第一五八六一一五一九五頁)には相當の誤りがある。

之は私の記憶の不正を並に是等の誤りのためである。私の証言に當つた

ロビンソン海軍大佐も、記憶を新にして更に叙述したからうと言は

れたので、私は一九四六年二月十九日檢察官に宛てて提出した。此宛書

は證言文書第二八四五號である。

(目) 私は一九四二年一月ヒットラーから俄か商船乗組員殺滅の命令を出  
 すといふ話を聞いたことかあつた。之は海軍に關することであつて  
 日本には直接關係のないことであつたから別に反對意見は述べなかつた  
 又海軍は海軍に關することであつた。大使の御意見を述べたことではないので  
 私は此話を日本政府に告げたことではない。一九四三年三月獨逸潜水艦奇  
 襲船出の際には、獨逸商船乗組員殺滅の語は、ヒットラーよりもリッペン  
 トロツプよりも全く出なかつた。

二下 獨逸崩壊後の行動

一九四一年四月柏林の危機が定つた頃、獨逸政府は全外交口を雷翁バード  
 ガスタインへの移動を要請し、私は大使職員と共に四月十四日柏林を去つ  
 た。五月下旬末里カバードガスタインを占領し、私は其抑留を受け、七月  
 一日同地を去るにせらる。ペンシルヴァニア州ベツドフォードの一ホテル  
 へ又寄せられてゐたが、十一月下旬此處を出發、十二月六日浦賀に上陸し  
 た。私は此間日本外交官としての待遇を受け、

二二、共同謀議其他の訴追について  
(イ) 檢察側は私が、本件共同被告其他の者或は獨伊の指導者との間の、

違法行爲による中國の一部、中國乃至全世界に亘る支配獲得の目的を以てせられた共同謀議に關與し、又此等の人々と共に、條約違反乃至侵略の戰爭を計畫し準備し、開始し、遂行したと主張してゐるが、之は全く理由のないことである。

(ロ) 第一に、私は大使としても又陸軍武官としても、單なる出先の一機關であつたに過ぎず、私自身の行動又は意見によつて、本國政府の政策を左右し得るの地位にはなかつた。  
尙私は日本政府の全般的政策については通報を受けたことはなかつた。

(ハ) 第二に、私は日本が違法乃至侵略の戰爭を行ふことを意識し又は希望して、或は之を意圖して行動したことはない。尙私は、本國に於て決定せられた國策を遵奉して日本の存續と發展に寄與せんと努めることは出先の一陸軍武官として又一大使として乃至は一國民として最高の義務であると信じてゐた。

(ニ) 檢察側は私が米國其他の諸國に對する無警告乃至條約違反の攻撃に關する共同謀議に參畫し、尙一九四一年十二月七日又は八日斯かる攻撃を日本軍に命じ、なさしめ、許すことによつて殺人の罪を犯したと

主張してゐる。

しかし私は太平洋戦争の開始を希望したことは嘗てなかつた上に、此等の攻撃のことは事後に知つて爲いたので、かゝる攻撃について事前に何人とも相談したことなく、之を何人にも示唆したことも命令したこともなかつた。加之私は單なる一大使であつて、日本軍に對して攻撃を命令する権限もなく、之が攻撃を抑止する権限も義務も有たなかつた。

曰

檢察側は私が俘虜其他の者の大屠殺、此等の者に對する戦争法規の違反並に人道違反の行爲に關する共同謀議に參畫し、尙陸海軍人等に此等の犯罪行爲を命令し授權し許可したと主張してゐる。

しかし私は此等の事項について何人とも相談したこともなく、之を何人にも示唆したこともなかつた。此等の行爲を何人にも命令し授權したことはない、知之私は出先の一大使であつて、此等の行爲を何人に對しても命令し授權する権限はなかつた。私は此等の行爲が行はれたことを知らなかつた上に、此等の行爲を防止する手段を執るべき権限と義務を有する地位に居なかつた。

四

私は本件共同被告全部との共同謀議に關與したとの理由により訴追せられてゐる。しかし一九三四年から一九四五年の間、私が日本に居つたのは僅かに一年間であり、其爲め此等の人々の大部分は私と政治

的意見を交換したことの無い人々である。即ち廣田、星野、賀屋、木戸、大川、佐藤各被告とは一面識もなく何等の交通もなかつた。

荒木、土肥原、橋本、畑、板垣、木村、小磯、松井、南、武藤、鈴木各被告とは同じ陸軍に居つたが、面識があつたのみであつた。梅津、東條兩被告とは一九三一、二年頃共に參謀本部に勤務したが、擔任職務も異つて居り密接な關係はなかつた。平沼被告とは一九四一年一月私が獨逸へ出發前一回會つたのみである。岡被告とも面識があつたのみである。島田被告とは其一九三三年頃軍令部在勤中、私も軍令部兼務をしたが面識があつたといふ程度に過ぎない。重光被告とは一九三八、九年頃歐洲で知合つたのみであり、東郷被告とは一九三八年頃共に伯林に在勤し、白鳥被告とは一九三九年同じ外交交渉に従事したので知合つた。

猶私が大使として二回の在任中、日本の外務大臣は近衛、有田、阿部、野村、松岡、豊田、東郷、谷、重光と九人も交迭したが、前述の如く東郷被告と共に伯林に在勤したといふことの外誰とも面識があるといふ程度以上の關係を持たなかつた。

孰れにせよ、私は本件共同被告其他何人とも起訴狀記載の訴追事項について協議したことなく、又斯かる事項を何人にも示唆したこともない。

昭和二十二年（一九四七年）十一月十二日

於極東國際軍事裁判所

供述者

大島

浩

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人

島

内

龍

起

内

田

藤

雄

牛

場

信

彦



宣  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ノモ附加セザルコトヲ誓フ

55

署名捺印

大  
島

浩